

令和3年5月20日

〒850-0057

長崎市大黒町3番15号 藤丸ビル  
株式会社ぜに屋本店 御中

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）10：30～13：30】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福 崎 博 孝

(申入担当者 弁護士 横山公一)

(電話095-827-0356)



## 照 会 書

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を図ることを目的に、消費者団体、学識経験者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成されている法人であり、将来的に適格消費者団体としての認定申請を予定しています。

さて、御社の本店ビルに設置された看板（以下「本件看板」といいます。）及び御社が運営するウェブサイト<sup>1</sup>（2021年4月10日時点のもの、以下「本件サイト」といいます。）の内容を当法人において検討した結果、景品表示法上問題があるのではないかと考えられる記載が見つかりました。とはいえ、当該記載が事実に基づくか相応の根拠を有していれば、それを確認するために下記のとおりご照会いたします。

つきましては、本照会に対するご回答を、文書にて令和3年7月末日までに当法人にご回答ください。なお、ご不明な点がございましたら、申入担当者までお問い合わせください。

最後に、ご回答の有無及びご回答内容につきましては、消費者への情報提供のため、当法人のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表させていただくことがありますことをあらかじめ申し添えます。

敬具

<sup>1</sup> ホームページの URL は <https://zeniyahonten.co.jp/>

## 第1 ご照会の内容

- 1 本件看板には「質値は貴方に付けて頂きます」という記載があります。  
また、本件サイト内の「会社概要」と題するウェブページ<sup>2</sup>上にも「質値は最高」という見出しで「テレビCMでお馴染みの『質値はあなたに付けて頂きます』というキャッチフレーズ」と記載されています。
  - (1) 御社では、顧客が付けた質値をそのまま採用することになっているのですか。そうでなければ、どのように質値を付けているのかご説明下さい。
  - (2) 「質値は貴方に付けて頂きます」とは、どのような意味ですか。
  - (3) 顧客の希望額よりも低い質値を御社が付けた例はないのですか。
- 2 本件サイト内のホームページ上に「長崎県で買取といえば、一番の買取価格と多数の実績をもつ「ぜに屋」にお任せください！」と記載されています。
  - (1) 「一番の買取価格」とは、どのような意味ですか。
  - (2) どうして「一番の買取価格」といえるのか、その根拠をお示し下さい。
  - (3) 御社は競合他社の買取価格より高額での買取を保証するような仕組みを導入されているのですか。
  - (4) 御社の買取価格が競合他社のそれと比べて高いという実績があるのですか。
- 3 本件サイト内の「初めての方へ」と題するウェブページ<sup>3</sup>上に「万全の保管力『定温倉庫完備』」という見出しで「温度 15℃・湿度 55%の『定温倉庫完備』、その他、品物によりベストな保管状態でお預り致します。日本全国の質屋の中でも国土交通省から倉庫業の許可を受けて完全保管するのは、ぜに屋本店だけです。」という記載があります。
  - (1) 日本全国の質屋の中で国土交通省から倉庫業の許可を受けているのが御社だけというのは、どのようにして調べたいつの時点の情報ですか。
  - (2) 一般社団法人日本倉庫協会によれば、御社は、1～3類倉庫、定温倉庫及びトランクルームについて倉庫業の登録をしておられるようですが、温度 15℃・湿度 55%の定温倉庫だけを質物の保管に用いているのですか。
  - (3) 品物に応じて倉庫の種類を使い分けておられる場合、どのような基準で使い分けておられるのですか。顧客が定温倉庫での保管を希望しても、定温倉庫で保管されない場合もございますか。

---

<sup>2</sup> URL は <https://zeniyahonten.co.jp/company/>

<sup>3</sup> URL は <https://zeniyahonten.co.jp/about/>

- 4 本件サイト内の「会社概要」と題するウェブページ上に「質値は最高」という見出しで「ぜに屋における質値は的確に評価されたものであり、それ以上は望めない最高の質値と考えております。」と記載されています。
- (1) 「それ以上は望めない最高の質値」とは、どういう意味なのですか。
  - (2) 「それ以上は望めない最高の質値と考えて」いる根拠は何ですか。
  - (3) 御社は競合他社の提示額より高い質値を保証するような仕組みを導入されているのですか。
  - (4) 御社の査定した質値が競合他社のそれと比べて最高であるという実績があるのですか。
- 5 本件サイト内の「会社概要」と題するウェブページ上に「保管は万全」という見出しで「ぜに屋の倉庫でお預りした品物は、火災・盗難に対して万全である」という記載があります。
- (1) 御社は質物を保管する倉庫について火災に対して具体的にはどのような対策を講じていらっしゃいますか。その対策は、質物の保管設備基準（平成3年長崎県公安委員会告示第2号）で定められた防火設備以上の対策ですか。
  - (2) 御社は質物を保管する倉庫について盗難に対して具体的にはどのような対策を講じていらっしゃいますか。その対策は、質物の保管設備基準（平成3年長崎県公安委員会告示第2号）で定められた盗難予防設備以上の対策ですか。
- 6 本件サイト内の「会社概要」と題するウェブページ上に「質料は最低」という見出しで「企業運営のための最小限の質料を頂戴しております」という記載があります。
- (1) 御社の質料が競合他社のそれと比べて最低であるという実績があるのですか。
  - (2) 「企業運営のための最小限の質料」と積極的にアピールするためには、その表示と適切に対応する根拠が必要かと存じますので、根拠を示して頂けませんか。なお、この照会事項4(2)に関するご回答は公表しません。

## 第2 ご照会の理由

### 1 景品表示法について

品質や価格についての情報は、一般消費者が商品・サービスを選択する際の重要な判断材料であり、一般消費者に正しく伝わる必要があります。ところが、商品・サービスの品質や価格について、実際よりも著しく優良又は有

利であると見せかける表示が行われると、一般消費者の適正な選択が妨げられます。このため、不当景品類及び不当表示防止法（いわゆる景品表示法）では、一般消費者に誤認される不当な表示を禁止しています。

具体的には、景品表示法5条<sup>4</sup>において、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示が優良誤認表示として禁止され（1号）、商品やサービスの価格などの取引条件について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより著しく有利であると一般消費者に誤認される表示が有利誤認表示として禁止されています（2号）。

## 2 各照会事項の趣旨

### (1) 1項（「質値は貴方に付けて頂きます」）について

「質値は貴方に付けて頂きます」という記載を額面通りに受け取ると、御社では顧客の希望額をそのまま質値にしてもらえるのかと一般消費者が期待することがあり得ます。この場合、通常の質屋において店側が査定して質値を付けるのと比べて著しく有利であるという誤認を与えます。それが事実であればよいのですが、そうでなければ景品表示法5条2号に違反する可能性があります。それを確認するためにご照会申し上げる次第です。

### (2) 2項（「一番の買取価格」）について

「一番の買取価格」という記載は、御社の買取価格が競合他社と比べて一番高いという意味に解するのが自然です。それが事実であればよいのですが、そうでなければ景品表示法5条2号に違反する可能性があります。それを確認するためにご照会申し上げる次第です。

---

<sup>4</sup> 景品表示法5条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

(3) 3項（「定温倉庫完備」）について

質物の保管設備に関する御社の記載は、競合他社よりも優良であるという印象を与えます。それが事実を正確に伝えるものであればよいのですが、そうでなければ景品表示法5条1号に違反する可能性があります。それを確認するためにご照会申し上げる次第です。

(4) 4項（「質値は最高」）について

御社は本件看板にも「質値は最高」と記載しておられますので、それだけを見た一般消費者は、御社の質値が競合他社と比べて最高であるように受け取ります。それが事実であればよいのですが、そうでなければ景品表示法5条2号に違反する可能性があります。そこで、それが事実なのか確認するとともに、御社の査定額が最高であるとする合理的根拠の有無を確認するために、ご照会申し上げる次第です。

(5) 5項（「保管は万全」）について

御社は本件看板にも「保管は万全」と記載されており、「質値は最高」と「質料（利息）は最低」と並べて記載されると、競合他社と比べて万全の保管体制をとっておられるかのような印象を与えます。それが事実であればよいのですが、そうでなければ景品表示法に違反する可能性があります。そこで、保管の実態を確認すべくご照会申し上げる次第です。

(6) 6項（「質料は最低」）について

御社は本件看板にも「質料（利息）は最低」と記載しておられますので、それだけを見た一般消費者は、御社の質料（利息）が競合他社と比べて最低であるように受け取ります。それが事実であればよいのですが、そうでなければ景品表示法5条2号に違反する可能性があります。そこで、それが事実なのか確認するとともに、御社の質料（利息）が最低であるとする合理的根拠の有無を確認するために、ご照会申し上げる次第です。

### 第3 最後に

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、宜しくご対応くださいますようお願い申し上げますとともに、ご対応結果（ご対応いただけない場合にはその理由）を、令和3年7月末日までに、当法人（長崎市賑町5番24号 向ビル201）へ文書にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

以上